

第2部 自動車保険関連情報

・海外関係

・自賠責保険における制度改定の推移

．海外関係

1．主要各国の自動車損害賠償責任保険制度

国名	強制保険に関する法律	法定最低保険金額			
		対人賠償		対物賠償 (1事故)	
		1名	1事故		
日本	「自動車損害賠償保障法」 ・ 自賠責保険の付保を義務付ける。 ・ 支払限度額を定める。 ・ 被害者の直接請求権を認める。	3,000万円 (注1)	無制限	なし	
アメリカ	カリフォルニア州	「賠償資力法」(注2) ・ 事故発生時に一定の賠償資力の証明を義務付ける。 ・ 賠償資力額を定める。 「強制賠償責任保険法」(注3) ・ 車両登録時に賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・ 強制付保額(賠償資力法と同額)を定める。	1万5千ドル (注5)	3万ドル (注5)	5千ドル (注5)
	マサチューセッツ州	「賠償資力法」(注2) <同上> 「強制賠償責任保険法」(注3) <同上> 「ノーフォルト保険法」(注4) ・ ノーフォルト保険の付保を義務付ける。	2万ドル	4万ドル	5千ドル
	ニューヨーク州	「賠償資力法」(注2) <同上> 「強制賠償責任保険法」(注3) <同上> 「ノーフォルト保険法」(注4) <同上>	2万5千ドル (傷害により死亡した場合は5万ドル)	5万ドル (傷害により死亡した場合は10万ドル)	1万ドル
イギリス	「道路交通法」 ・ 賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・ 強制付保額を定める。	無制限	無制限	100万ポンド	
ドイツ	「義務保険法」 ・ 賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・ 強制付保額を定める。 「道路交通法」 ・ 一定の責任限度額の範囲内において被害者の直接請求権を認める。	250万ユーロ	750万ユーロ	物的損害 100万ユーロ その他の財産的損害(注6) 5万ユーロ	
フランス	「義務自動車責任保険法」 ・ 賠償責任保険の付保を義務付ける。 ・ 強制付保額を定める。	無制限	無制限	46万ユーロ	

(注) 1. 死亡の場合の支払限度額。常時介護を要する後遺障害の場合は4,000万円。

- 賠償資力法は、事故発生時に自動車の保有者または運転者に対して定められた金額の賠償資力を有することの証明義務を課すものであるが、資力証明なしに運転することは違法とされない。
- 賠償資力法が事後的資力証明を義務付けるのみであり、無保険運転者の発生を防止するには至らないため、多くの州では強制賠償責任保険法により、自動車保有者に対して自動車の登録・更新申請時に保険加入証明書の提出を義務付けている。
- ノーフォルト保険とは、自動車事故によって生じた一定の範囲の人身損害について、過失の有無、加害者の有無にかかわらず、被害者自身が契約した自動車保険から直接被害者に保険金が支払われる制度である。
- カリフォルニア州では、低所得の運転者を対象として、法定最低保険金額を低く設定した安価な自動車保険を提供する試験プログラムが実施されている。当該試験プログラムの実施期間は2011年1月1日までとなっており、法定最低保険金額は対人賠償1名あたり1万ドル、1事故あたり2万ドル、対物賠償1事故あたり3千ドルとなっている。
- 物的損害と無関係の財産的損害(例えば、他人の駐車場前で事故を起こしたことにより当該駐車場への出入りが不可能になったことによる損害)を指す。
- 自動車保険プランは、保険会社から引受を拒否された保険契約について、州内の全保険会社に収入自動車保険料の市場シェアに応じて、当該契約の引受を割当ててものである。

強制保険の保険会社における引受義務	保険料率に関する規制（自家用自動車）	賠償責任形態	無保険運転者・ひき逃げ事故被害者の保護
あり	届出制による基準料率（133 ページ以下参照）	過失責任の推定	政府（国土交通省）が行う保障事業による。 財源：強制保険である自賠責保険の保険料に含まれる保障事業賦課金
なし ただし、州の自動車保険プラン（注 7）による契約引受の割当てが課される。	みなし条項付き事前認可制	過失責任主義	無保険運転者危険担保条項の任意付保（注 11）による。
なし ただし、州の再保険機構（注 8）が設けられている。	州定料率 〔競争が十分であると認められた場合は届出後使用制〕	過失責任主義	無保険運転者危険担保条項の強制付保（注 11）による。
なし ただし、州の自動車保険プラン（注 7）による契約引受の割当てが課される。	みなし条項付き事前認可制	過失責任主義	無保険運転者危険担保条項の強制付保（注 11）および不履行判決支払基金（注 12）による。
なし	届出不要制（自由料率）	過失責任主義	全自動車保険会社の加入が義務付けられている自動車保障基金（Motor Insurers' Bureau）が補償を行う。 財源：保険会社の収入自動車保険料の一定割合
あり	届出不要制（自由料率）	法定限度額まで過失責任の推定 超過分は過失責任主義（注 9）	交通事故被害者救済基金（Verkehrsofferhilfe）が補償を行う。 財源：全自動車保険会社の収入自動車賠償責任保険料の一定割合
なし ただし、保険を購入できなかった契約申込人が料率算定中央会に斡旋を求めた場合には引受義務が生じる。	届出不要制（自由料率）	無過失責任主義（注 10）	義務保険保証基金（Fonds de Garantie des Assurances Obligatoires de Dommages）が補償を行う。 財源：自動車賠償責任保険料に含まれる賦課金等

8. 保険申込みを受けた保険会社は、当該契約について再保険機構に出再することができるものである。再保険機構の事業損益は年度終了後に同州で自動車保険の引受を行う全保険会社間で保険料シェアに応じて分担される。
9. ドイツ道路交通法では、財産上の損害項目について一定の責任限度額までは過失責任の推定がなされる。責任限度額を超える損害額については過失責任主義が適用される。
10. 「交通事故被害者の状況の改善と賠償手続の促進を目的とする 1985 年 7 月 5 日の法律」（交通事故法）により、人身損害は被害者の許し難い過失が事故の唯一の原因である場合を除き無過失責任が適用される。また、人身損害を被った被害者が運転者の場合を除き、過失相殺は適用されない。
11. 被保険者が無保険運転者の引き起こした事故によって死傷し、相手方から賠償を得られない場合に、加害者に代わって保険会社はその損害賠償金を支払うものである。現在、全米において本条項の付保が可能であり、また付保が義務付けられている州も多い。てん補限度額については一般的に賠償資力法と同水準となっている。
12. 自動車事故の被害者が、判決等による損害賠償請求権を取得したにもかかわらず、相手方に賠償資力がないために判決額等の支払を受けられない場合に、基金から一定限度内の支払を受けることができるものである。現在、ニューヨーク州を含む幾つかの州において実施されている。

2. 主要各国の交通事故の状況

	日 本	アメリカ	イギリス	ド イ ツ	フランス
調 査 対 象 年	2005年	2005年	2005年	2005年	2005年
人 身 事 故 件 数 (件)	933,828	1,855,189	203,682	336,619	84,525
死 者 数 (人)	7,931	43,443	3,336	5,361	5,318
負 傷 者 数 (人)	1,155,573	2,699,000	275,840	433,443	108,076
人 口 (百万人)	127.8	296.4	60.2	82.5	60.6
自 動 車 保 有 台 数 (四輪車・千台)	81,716	225,418	31,983	45,462	36,039
自 動 車 1 万 台 当たりの死者数(人)	0.97	1.90	1.04	1.18	1.48

(注) 1. 「交通安全白書 平成19年版」(内閣府編)による。

2. 日本・アメリカ・イギリス・ドイツの死者数は30日以内死亡。フランスの死者数は30日死亡換算値。

3. アメリカの自動車保有台数および自動車1万台当たりの死者数は2003年調査数値。

．自賠責保険における制度改定の推移

1．自賠責保険 制度の推移

年月日	事項	摘要
昭和 30年7月29日	自動車損害賠償保障法 (自賠法)公布	自賠法が公布された。ただし、施行については昭和30年8月から翌31年2月までの間、段階的に行われた。
30年12月1日	自賠責保険の引受開始	自賠責保険契約に関する規定の施行に伴い、各損害保険会社が、自賠責保険事業の免許ならびにその普通保険約款および保険料率の認可を受け、自賠責保険の引受を開始した。
	共同査定事務所の開設	共同査定事務所は、自賠責保険の損害査定を行う機関として、昭和30年12月から翌31年1月末までの間に、全国主要都市53か所に設置された。(昭和39年2月1日、自動車保険料率算定会(当時)の設立に伴い同会に継承されるとともに、「査定事務所」と改称された。その後、昭和47年1月には「調査事務所」へ、さらに平成14年7月には「自賠責損害調査事務所」へと改称された。)
31年2月1日	自賠責保険契約の締結強制の実施(自賠法第5条の施行)	乗合、営業用乗用、自家用乗用および普通貨物等の8車種について、自賠責保険の締結強制が実施された。小型貨物車3車種については2月11日から、小型二輪自動車、軽自動車、その他については2月21日から実施された。
37年8月1日	保険期間と車検証有効期間とのリンク	自賠責保険の付保率向上のため関係法令が改正され、自動車登録および自動車検査を受ける際には、自動車検査証の有効期間をカバーする自賠責保険証明書の提示を必要とする制度が設けられた。
	軽自動車へのステッカー制度の導入	軽自動車には自動車検査制度が導入されていなかったため、保険契約締結車に保険期間を表示した保険標章(保険ステッカー)を貼付させ、自賠責保険付保の有無を一目で判別できるようにした。
39年2月1日	後遺障害保険金額の別建	被害者救済を保険給付面から一層充実させることを目的として、後遺障害による損害について、傷害の保険金額とは別枠で、後遺障害の程度に応じ第1級～第12級までの保険金額が新設された。(昭和42年に14等級区分へ改定。)また、死亡の保険金額とは別枠で、死亡に至るまでの傷害による損害の保険金額が新設された。 なお、傷害の保険金額には重傷・軽傷の区分があったが、その区分の基準が不明確であるなどの理由から、この区分は廃止された。
41年4月1日	内払制度の実施	保険金は総損害額が確定してから支払われるが、傷害事故で治療期間が長期にわたるような場合、請求者(被害者・加害者の双方)に経済的負担が生じる。この負担を少しでも軽減し、被害者救済ならびに被保険者保護を図るため、保険会社の自主的サービスとして、既に発生した損害額が10万円以上であることが確認された場合に、10万円を単位として保険金の内払が実施されることとなった。
41年7月1日	農耕用小型特殊自動車の自賠法適用除外	農耕用小型特殊自動車は、道路上を運行することが比較的少なく、構造・性能の上からも事故発生の可能性が極めて小さい等の理由により、自賠法の対象から除外された。

年月日	事項	摘要
昭和 41年7月1日	離島料率の新設	離島地区は、自動車数が少なく、事故率も本土と比較して低いとの理由により、新たに離島料率が設けられた。
41年8月1日	自賠償共済の実施	自賠法が改正され、農業協同組合および同組合の連合会の自賠償共済制度が実施された。これにより、農業協同組合および同組合の連合会が保有するすべての自動車ならびに農業協同組合の組合員および組合に関係する者が保有する軽自動車、原動機付自転車については、農業協同組合または同組合の連合会が取扱う自賠償共済に加入すれば、自賠償保険の強制付保の対象から除外されることとなった。
	原動機付自転車への自賠法適用	自賠法制定当初は、原動機付自転車は自賠法の対象となる「自動車」の定義の中に含まれていなかったが、原動機付自転車の普及および高性能化に伴ってその事故件数が増大し、被害者救済の面で問題となった。このため自賠法が改正され、新たに原動機付自転車が同法の対象となる「自動車」に含められ、自賠償保険の対象車種とされた。(締結強制が実施されたのは同年10月1日。) なお、原動機付自転車には自動車検査制度が適用されないため、保険標章(保険ステッカー)を貼付することとなっている。
42年8月1日	後遺障害等級区分の改定	従来12等級区分であった後遺障害等級区分が14等級区分に改定された。
44年11月1日	自賠償共済適用車種の拡大	従来、農業協同組合の組合員および組合に関係する者が自賠償共済契約を締結できる車種は、軽自動車および原動機付自転車に限定されていたが、全車種に拡大された。
45年1月1日	医療費支払の適正化措置	一部医師の過剰診療による不適正な医療費が生じていたため、被害者に対し適正な保険給付が行われるよう、医療費支払の適正化措置を講じる必要があるとの自賠償保険審議会の答申に基づき、自動車保険料率算定会(当時)内に医療費調査室が新設された。これにより、過大な医療費のチェックを行う等、医療費支払の適正化が図られることとなった。
45年10月1日	休業補償費1日当たり限度額の設定	自賠償保険は最低保障の確保を目的とするものであること、また死亡および後遺障害の保険金について限度が設けられていることから、休業補償費についても1日当たりの最高限度額を設けるべきであるとの自賠償保険審議会の答申に基づき、自賠法が改正され、休業による損害については1日当たりの限度額が3,000円に設定された。

年月日	事項	摘要
昭和 45年10月1日	自家保障制度の廃止および自賠責保険の締結強制除外範囲の縮小	<p>自家保障制度については、従来、200台以上の自動車所有者で賠償資力がある者に認められ、自賠責保険の締結強制から除外されていたが、被害者間の賠償金額の均衡、自動車所有者間の保険料負担の公平の見地から廃止された。</p> <p>また、国、3公社（日本電信電話公社、日本専売公社、日本国有鉄道）都道府県、地方自治法に規定する指定都市、在日外交官等の自動車は、自賠責保険の締結強制から除外されていたが、やむを得ないものを除き原則として当該制度は廃止すべきであるとの自賠責保険審議会の答申に基づき、自賠法が改正され、これらの自動車についても自賠責保険締結強制の対象に加えられた。その結果、自賠責保険締結強制の除外範囲は縮小され、次のとおりとなった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専ら道路以外の場所で運行する自動車 2. 自衛隊法により道路運送車両法の適用が除外される自動車 3. アメリカ合衆国の軍隊の自動車 4. 国連軍の自動車
	重複契約の免責規定の新設	<p>最低保障の確保を目的とする自賠責保険の性格上、重複支払は廃止すべきであるとの自賠責保険審議会の答申に基づき、自賠法が改正され、1台の自動車に2以上の自賠責保険契約または自賠責共済契約が重複している場合は、契約締結時が最も早い契約のみが有効で、他は免責とする規定が設けられた。</p>
	死亡事故に対する追加保険料の徴収制度の新設	<p>従来、自賠責保険は保険期間中に何回事故を起こしても、保険金の支払によって契約が失効することなく、自動復元することになっていたが、契約者間に不公平が生じることから、契約の自動復元を廃止し、契約失効させることが妥当であるとの自賠責保険審議会の答申が出された。しかしながら自動復元を廃止し契約を失効させると、無保険車が発生するおそれがあることから、これに代わる方法として、自動車の運行によって他人を死亡させた場合に保険契約者にその日以降の残存期間に対応する追加保険料の支払義務を負わせる制度が新設された。</p>
47年5月15日	沖縄料率の新設	<p>沖縄本土復帰に伴い、同地域の約20万台の自動車は、新たに自賠法に基づく自賠責保険の対象となったため、沖縄本島料率と沖縄離島料率が新設された。</p>
48年8月1日	一括払制度の導入	<p>対人賠償事故にかかわる自動車保険が自賠責保険および任意自動車保険の二本建てになっているため、被保険者または被害者は、両保険のそれぞれに保険金請求手続等が必要であり、また自賠責保険の支払額が確定しなければ任意自動車保険の保険金支払が受けられないという問題があった。これらの問題を改善し、被害者救済の迅速化を図るために「自動車保険（任意）・自賠責保険の一括払」制度が導入された。これにより、保険金請求者は、任意自動車保険を引受けている保険会社から自賠責保険分も含めて一括して支払を受けることが可能となった。</p>
48年10月1日	軽自動車への自動車検査制度の採用	<p>道路運送車両法の改正により、軽自動車の大半を占める三輪以上の軽自動車に自動車検査制度が導入され、経過措置が終了する昭和50年10月以降は、当該車両について付保漏れの解消が期待できることとなった。なお、これに伴い、自賠責保険上の軽自動車料率が検査対象軽自動車と検査対象外軽自動車に区分された。</p>

年月日	事項	摘要
昭和 49年2月1日	原動機付自転車および検査対象外軽自動車への2年および3年契約料率の新設	自動車検査制度のない原動機付自転車および検査対象外軽自動車の付保率向上策の一環として、2年および3年契約料率が新設された。
50年9月1日	後遺障害等級表の改定	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、歯牙、聴力、神経系統の機能、精神および胸腹部臓器の機能に係る後遺障害等級が一部改正された。
56年2月1日	後遺障害等級表の改定	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、神経系統の機能、精神および胸腹部臓器の機能に係る後遺障害等級が一部改正された。
58年7月1日	自家用乗用車への3年契約料率の新設	道路運送車両法の改正により、初めて自動車検査証を交付された自家用乗用車については、その有効期間が3年に延長されたため、自家用乗用車（検査対象軽自動車を含む。）に3年契約料率が新設された。
平成 4年8月1日	親族間事故による減額制度の廃止	自賠責保険制度を前提に他人性を拡大解釈する判例が出されるなど被害者有利の社会動向にあったことから、親族間事故による慰謝料の減額制度が廃止された。
7年1月1日	商品自動車への4か月、5か月、6か月契約料率の新設	道路運送車両法が改正され、商品自動車の運行許可の有効期限が3か月から6か月に延長されたため、商品自動車に4か月、5か月および6か月契約料率が新設された。
7年4月1日	原動機付自転車および検査対象外軽自動車への4年および5年契約料率の新設	原動機付自転車の平成5年度末における自賠責保険の付保・加入率が73.9%に止まっていたため、原動機付自転車および検査対象外軽自動車の付保率向上策の一環として、4年および5年契約料率が新設された。
8年12月1日	協同組合等の自賠責共済事業への参入措置施行	自賠法の改正により、消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合等および中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等が自賠責共済事業を行うことができるようになった。 また、次の事項等についても共済に適用されるよう改正がなされ、保険会社と協同組合のイコールフットイングが確保されることとなった。（農業協同組合については、一部に経過措置が設けられた。） 1. ノーロス・ノープロフィットの原則の適用 2. 準備金の積立 3. 共同プール事務の義務付け 4. 料率団体へのデータ報告義務 5. 政府再保険対象車種の統一
9年4月1日	全労済グループによる自賠責共済事業開始	全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）等の消費生活協同組合8団体が、自賠責共済事業を開始した。
10年4月1日	全自共による自賠責共済事業開始	全国自動車共済協同組合連合会（全自共）ならびに会員事業協同組合の7団体が自賠責共済事業を開始した。
12年5月1日	普通貨物自動車および小型貨物自動車への2年契約料率の新設	道路運送車両法の改正により、初めて自動車検査証を交付された車両総重量8トン未満の貨物車について、その有効期間が2年に延長されたことに伴い、普通貨物自動車および小型貨物自動車に2年契約料率が新設された。
13年10月1日	交協連による自賠責共済事業開始	全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）ならびに会員事業協同組合の16団体が自賠責共済事業を開始した。
14年4月1日	政府再保険制度の廃止	従来、政府はリスクヘッジおよび被害者保護の観点から、再保険により自賠責保険の責任の6割を負担していたが、保険会社の経営基盤が強化されたこと等から、政府再保険制度は廃止されることとなった。

年月日	事項	摘要
平成 14年4月1日	保険金等の支払基準の法定化	従来、支払基準は、国土交通省からの通達において、政府再保険制度の中で再保険金等の支払方針として定められており、保険会社ではそれを自社の損害査定要綱として事業方法書に反映し、内閣総理大臣の認可を得る形式がとられていた。しかしながら、政府再保険制度廃止後は、再保険金等の支払段階において支払基準への適合性をチェックできなくなることから、支払基準の被害者保護に果たしてきた役割に鑑み、その位置付けを改め、自賠法上に支払基準の根拠規定が設けられ、保険会社は国土交通大臣および内閣総理大臣が定める支払基準に従って保険金等を支払わなければならないこととなった。
	被害者等に対する保険金等の支払に関する情報提供の義務化	保険金等が適正に支払われているか否かを被害者または被保険者が自ら判断できるようにするため、被保険者または被害者への情報提供が保険会社に義務付けられた。これにより、保険金等の請求があったとき、保険金等の支払を行ったとき、保険金等を支払わないこととしたときは、保険会社から書面によって情報提供が行われることとなった。
	重要事案の保険金等の支払に関する国土交通大臣への届出の義務化	政府再保険制度の廃止に伴い、国による支払案件の全件チェックは廃止されたが、保険金等の支払の適正化を図る必要性が特に高い死亡事案等の重要事案については、保険金等の支払に関して国土交通大臣への事後の届出が保険会社に義務付けられた。
	保険金等の支払に関する紛争処理の枠組の整備および「(財)自賠責保険・共済紛争処理機構」の業務開始	被保険者または被害者と保険会社との間の保険金支払の適正性をめぐる紛争解決のため、通常の裁判による救済に比べて迅速な対応が可能であり、かつ、公正中立で専門的な知見を有する第三者機関による紛争処理の仕組みが設けられた。これを受け、「(財)自賠責保険・共済紛争処理機構」が自賠法に基づく指定紛争処理機関として業務を開始した。
	自動車事故対策計画の作成および保険料等充当交付金の交付	政府再保険制度の廃止に伴い、自賠責再保険特別会計の累積運用益は下記の2つの用途に充てられることとなった。 ・自動車事故対策計画に基づく被害者保護増進対策事業および自動車事故発生防止対策事業の実施(累積運用益の20分の9) ・保険料の負担軽減を通じたユーザー還元としての保険料等充当交付金の交付(累積運用益の20分の11)
	死亡事故に対する追加保険料徴収制度の廃止	昭和45年に導入された死亡事故追加保険料制度は、事故抑制効果としての実効性が上がっていると言い難かったこと、また、追加保険料を徴収するための事務負担が大きかったことから廃止し、平成14年4月1日以降の死亡(被害者の死亡日を基準とする。)については追加保険料を徴収しないこととなった。
	介護を要する後遺障害保険金額の改定	介護を要する重度の後遺障害については、介護に多額の費用を要するため、死亡した場合よりも損害額が高額となることから、介護を要する後遺障害を従来の後遺障害等級表から切り離し、その保険金額を1級4,000万円、2級3,000万円へ引上げる改定が行われた。
16年7月1日	後遺障害等級表の改定	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、手指、視力に係る後遺障害等級、および後遺障害等級表上の用語の一部が改正された。
17年5月25日	商品自動車への7か月から12か月契約料率の新設	道路運送車両法等が改正され、商品自動車の運行許可の有効期限が6か月から1年に延長されたため、商品自動車に7か月から12か月契約料率の新設された。

年月日	事項	摘要
18年4月1日	後遺障害等級表の一部改定	労働者災害補償保険法施行規則別表の改正に伴い、胸腹部臓器の障害に係る後遺障害等級表が改正された。
19年4月1日	小型二輪自動車、緊急自動車および特種用途自動車の小型二輪自動車への3年契約料率の新設	道路運送車両法の改正により、初めて自動車検査証を交付された小型二輪自動車については、その有効期間が3年に延長されたため、小型二輪自動車、緊急自動車および特種用途自動車の小型二輪自動車に3年契約料率が新設された。

2. 自賠責保険 料率改定の推移

改定年月日	概要	改定率
昭和30年12月 1日	保険料率につき認可取得	
34年 8月 1日	損害率上昇による料率改定	純保 + 41.43%
35年 9月 1日	保険金額改定による料率改定	純保 + 12.25%
37年 8月 1日	事業費上昇による料率改定	
39年 2月 1日	保険金額改定による料率改定	営保 + 210.1%
41年 7月 1日	離島料率の新設 保険金額改定による料率改定	営保 据置
41年 8月 1日	原動機付自転車料率の新設	
42年 8月 1日	保険金額改定による料率改定	営保 + 13.4% (除く原動機付自転車)
44年11月 1日	保険金額改定、損害率上昇による料率改定(最高引上率2.5倍頭打)	営保 + 96.5%
45年11月 1日	昭和44年11月に設けた引上率頭打の撤廃による料率改定	
46年 1月 1日	教習用自動車料率の新設 普通貨物自動車料率を積載量(2トン超・2トン以下)により区分	
47年 5月15日	沖縄料率の新設(本島・離島)	
47年10月 1日	営業用乗用自動車料率の改定	
48年10月 1日	軽自動車料率を検査対象軽自動車と検査対象外軽自動車に区分	
48年12月 1日	保険金額改定による料率改定	営保 据置
49年 2月 1日	原動機付自転車・検査対象外軽自動車に2年契約および3年契約料率の新設	
49年11月 1日	営業用乗用自動車料率の改定	
50年10月 1日	軽自動車料率の改定	
50年11月 1日	営業用乗用自動車料率の改定	
52年 1月20日	営業用乗用自動車料率の改定	
53年 7月 1日	保険金額改定による料率改定	営保 据置
58年 3月 1日	商品自動車に2か月契約料率の新設	
58年 7月 1日	自家用乗用車(検査対象軽自動車を含む)に3年契約料率の新設	
60年 4月15日	保険金額改定、損害率上昇による料率改定	営保 + 29.0%
平成 3年 4月 1日	保険金額改定、損害率改善による料率改定	営保 8.0%
5年 4月 1日	損害率改善、累積黒字の還元による料率改定	営保 13.0%
7年 1月 1日	商品自動車に4か月から6か月契約料率の新設	
7年 4月 1日	原動機付自転車および検査対象外軽自動車に4年契約および5年契約料率の新設	
9年 5月 1日	損害率改善、累積黒字の還元による料率改定	営保 7.7%
12年 5月 1日	普通貨物自動車および小型貨物自動車に2年契約料率の新設	
14年 4月 1日	政府再保険制度の廃止、累積赤字(共同プール分)の償却、保険金額改定による料率改定	基準 + 14.6%

改定年月日	概要	改定率
17年 4月 1日	保険料等充当交付金の削減、累積運用益の活用による料率改定	基準 5.4%
17年 5月25日	商品自動車に7か月から12か月契約料率の新設	
19年 4月 1日	小型二輪自動車、緊急自動車および特種用途自動車の小型二輪自動車に3年契約料率の新設	

(注)「純保」とは純保険料、「営保」とは営業保険料、「基準」とは基準料率をいう。

3. 自賠責保険 保険料表（本土用）抜粋

車種		保険期間							
		60 か月 契約	48 か月 契約	37 か月 契約	36 か月 契約	25 か月 契約	24 か月 契約	13 か月 契約	12 か月 契約
乗合自動車および けん引旅客自動車 （自家用）		円	円	円	円	円	円	円	円
自家用乗用自動車				44,410	43,390	31,880	30,830	19,090	18,020
普通貨物 自動車 および けん引普通 貨物自動車 （自家用）	最大積載量 2トン超					96,800	93,240	53,170	49,530
	最大積載量 2トン以下					62,310	60,070	35,060	32,790
小型貨物 自動車 および けん引小型 貨物自動車	営業用					49,150	47,430	28,160	26,400
	自家用					26,790	25,940	16,420	15,550
小型二輪自動車				28,260	27,650	20,860	20,240	13,300	12,670
軽自動車	検査対象車			35,510	34,720	25,800	25,000	15,900	15,070
	検査対象外車	28,000	23,590		19,070		14,460		9,760
原動機付自転車		17,510	15,100		12,650		10,140		7,580

（注）1. 保険期間の開始が平成 19 年 4 月 1 日以降の契約について適用する。

2. 上記金額は保険料等充当交付金を控除した金額、すなわち契約締結時に契約者が実際に保険料として支払う金額である。

3. 上記の車種以外の車種および本土離島用・沖縄本島用・沖縄離島用の基準料率については、別に定められている。

4 . 自賠償保険 保険金額ならびに仮渡金の変遷

年 月 日	保険金額			仮渡金の金額	
	死亡	傷害	後遺障害	死亡	傷害
昭和 30年12月 1日	30 万円		重傷 10 万円 軽傷 3 万円	12 万円	傷害の程度に応じ 2 万円・1 万円・2 千円
35年 9月 1日	50 万円		同上		同上
39年 2月 1日	100 万円	30 万円	障害の程度に応じ 5 万円～100 万円 (12 級～1 級)	30 万円	傷害の程度に応じ 5 万円・2 万 5 千円・5 千円
41年 7月 1日	150 万円	50 万円	障害の程度に応じ 7 万円～150 万円 (12 級～1 級)	50 万円	傷害の程度に応じ 10 万円・5 万円・1 万円
42年 8月 1日	300 万円	同上	障害の程度に応じ 11 万円～300 万円 (14 級～1 級)		同上
44年11月 1日	500 万円	同上	障害の程度に応じ 19 万円～500 万円 (14 級～1 級)		同上
48年12月 1日	1,000 万円	80 万円	障害の程度に応じ 37 万円～1,000 万円 (14 級～1 級)	80 万円	傷害の程度に応じ 20 万円・10 万円・2 万円
50年 7月 1日	1,500 万円	100 万円	障害の程度に応じ 56 万円～1,500 万円 (14 級～1 級)	100 万円	傷害の程度に応じ 25 万円・15 万円・3 万円
53年 7月 1日	2,000 万円	120 万円	障害の程度に応じ 75 万円～2,000 万円 (14 級～1 級)	160 万円	傷害の程度に応じ 40 万円・20 万円・5 万円
60年 4月15日	2,500 万円	同上	障害の程度に応じ 75 万円～2,500 万円 (14 級～1 級)	200 万円	同上
平成 3年 4月 1日	3,000 万円	同上	障害の程度に応じ 75 万円～3,000 万円 (14 級～1 級)	290 万円	同上
14年 4月 1日		同上	1 介護を要する後遺障害 1 級 4,000 万円 2 級 3,000 万円 2 その他の後遺障害 障害の程度に応じ 75 万円～3,000 万円 (14 級～1 級)		同上

5. 「自賠責保険支払基準」改定の推移

平成 14 年 4 月改定までは「自賠責保険損害査定要綱」

費 目		改定年月	昭和 31 年 6 月	39 年 2 月	41 年 7 月	42 年 8 月	44 年 11 月	
看護料 (看護師、家政婦等以外の場合)	入院							
	通院・自宅看護							
諸 雑 費								
休業損害	定 額	認定日数 1 日につき 200 円	500 円	700 円				
	上 限 額						(45 年 10 月実施) 3,000 円	
慰謝料等	傷 害		認定日数 1 日につき 700 円	1,000 円				
	後遺障害						障害の程度に応じ 8 万円～ 200 万円	
	死亡	本人						50 万円
		遺 族				1 名：100 万円 2 名：150 万円 3 名以上： 200 万円		
葬 儀 費						15 万円		
生活費控除					10,400 円 / 月 (または 収入額 × 1/2)	12,600 円 / 月 (または 収入額 × 1/2)	15,700 円 / 月 (または 収入額 × 1/2)	
減 額	重 過 失		20%			{ 20% (注 3) 30%	{ 20% (注 3) 30% 50%	
	因果関係の有無の判断が困難な場合							
	親族間事故 (慰謝料)							

(注) 1.()内は、後遺障害 1 級～3 級該当者で被扶養者ありの場合である。

2.()内は、被扶養者ありの場合である。

3. いずれも「傷害」および「死亡に至るまでの傷害」については、20%減額のみである。

48年11月	48年12月	50年2月	52年4月	54年2月	56年5月
1日につき 1,300円		2,000円	2,400円	2,800円	3,000円
				1,400円	1,500円
入院1日につき 90日まで：300円 91日以上：200円		400円	500円		600円
1,700円		2,100円	2,500円	3,000円	3,400円
5,000円		7,000円	9,000円	10,000円	11,000円
1,500円		2,300円		2,800円	3,200円
	障害の程度に 応じ 15万円～ 400万円	障害の程度に 応じ 23万円～ 600万円		障害の程度に応じ 27万円～ 700万円(注1) (627万円～800万円)	障害の程度に応じ 30万円～ 800万円(注1) (706万円～900万円)
	100万円	150万円		200万円	250万円
	1名：200万円 2名：250万円 3名以上： 300万円	1名：250万円 2名：350万円 3名以上： 450万円		1名：(注2) 300万円(400万円) 2名： 400万円(500万円) 3名以上： 500万円(600万円)	1名：(注2) 350万円(450万円) 2名： 450万円(550万円) 3名以上： 550万円(650万円)
20万円		25万円	30万円	35万円	40万円
35%または50%					
50%					
50%					

費 目		改定年月	昭和 58 年 6 月	61 年 8 月	平成元年 7 月	4 年 8 月
看護料 (看護士、家政婦等以外の場合)	入 院		3,200 円	3,300 円	3,600 円	3,700 円
	通 院 ・ 自宅看護		1,600 円	1,650 円	1,800 円	1,850 円
諸 雑 費				700 円		800 円
休業損害	定 額		3,700 円	4,000 円	4,300 円	4,900 円
	上 限 額		13,000 円		16,000 円	18,000 円
慰謝料等	傷 害		3,400 円	3,600 円	3,700 円	4,000 円
	後遺障害		障害の程度に応じ 32 万円～ 850 万円 (注 1) (745 万円～ 950 万円)	障害の程度に応じ 32 万円～ 900 万円 (注 1) (811 万円～ 1,050 万円)	障害の程度に応じ 32 万円～ 950 万円 (注 1) (844 万円～ 1,100 万円)	障害の程度に応じ 32 万円～ 1,050 万円 (注 1) (909 万円～ 1,200 万円)
	本人				300 万円	350 万円
	死亡 遺 族		1 名： (注 2) 400 万円(500 万円) 2 名： 500 万円(600 万円) 3 名以上： 600 万円(700 万円)	1 名： (注 2) 450 万円(600 万円) 2 名： 550 万円(700 万円) 3 名以上： 650 万円(800 万円)		1 名： (注 2) 500 万円(650 万円) 2 名： 600 万円(750 万円) 3 名以上： 700 万円(850 万円)
葬 儀 費			45 万円	50 万円		55 万円
生活費控除						
減 額	重 過 失					
	因果関係の有無の判断が困難な場合					
	親族間事故 (慰謝料)					廃止

(注) 1.()内は、後遺障害 1 級～3 級該当者で被扶養者ありの場合である。

2.()内は、被扶養者ありの場合である。

3. いずれも「傷害」および「死亡に至るまでの傷害」については、20%減額のみである。

6年6月	9年5月	9年10月	12年1月 (注4)	14年4月
4,000円				4,100円
2,000円				2,050円
1,000円	1,100円			
5,200円	5,500円			5,700円
		19,000円		
4,100円				4,200円
障害の程度に応じ 32万円～ 1,050万円(注1) (941万円～ 1,250万円)				障害の程度に応じ 1,163万円[第2級]～1,600万円[第1級](注5) (1,333万円[第2級]～1,800万円[第1級])(注1) なお、初期費用等として205万円[第2級]、 500万円[第1級]が加算される。 32万円[第14級]～1,100万円[第1級](注6) (973万円[第3級]～1,300万円[第1級])(注1)
1名：(注2) 500万円(700万円) 2名： 600万円(800万円) 3名以上： 700万円(900万円)				1名：(注2) 550万円(750万円) 2名： 650万円(850万円) 3名以上： 750万円(950万円)
	60万円			

4. 逸失利益の算出方法が改定された。(全年齢平均給与額やライブニッツ係数を用いて算出。)

5. 神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、常時または随時介護を要する後遺障害の場合である。

6. 上記(注5)以外の後遺障害の場合である。